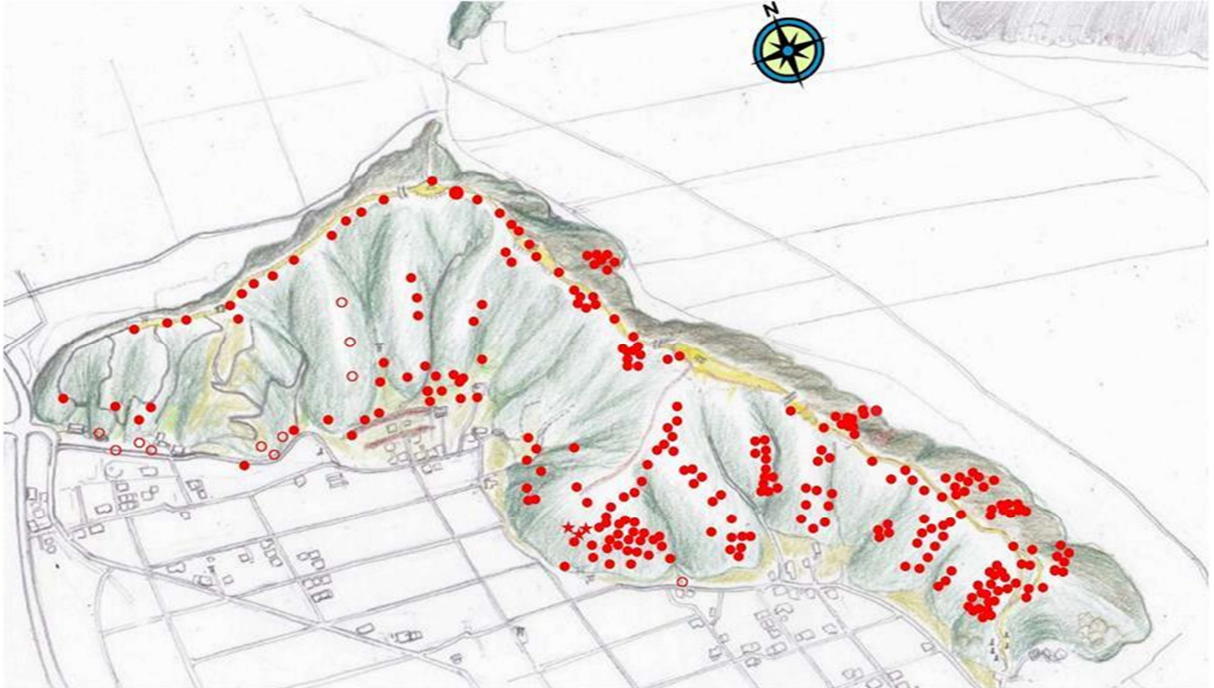
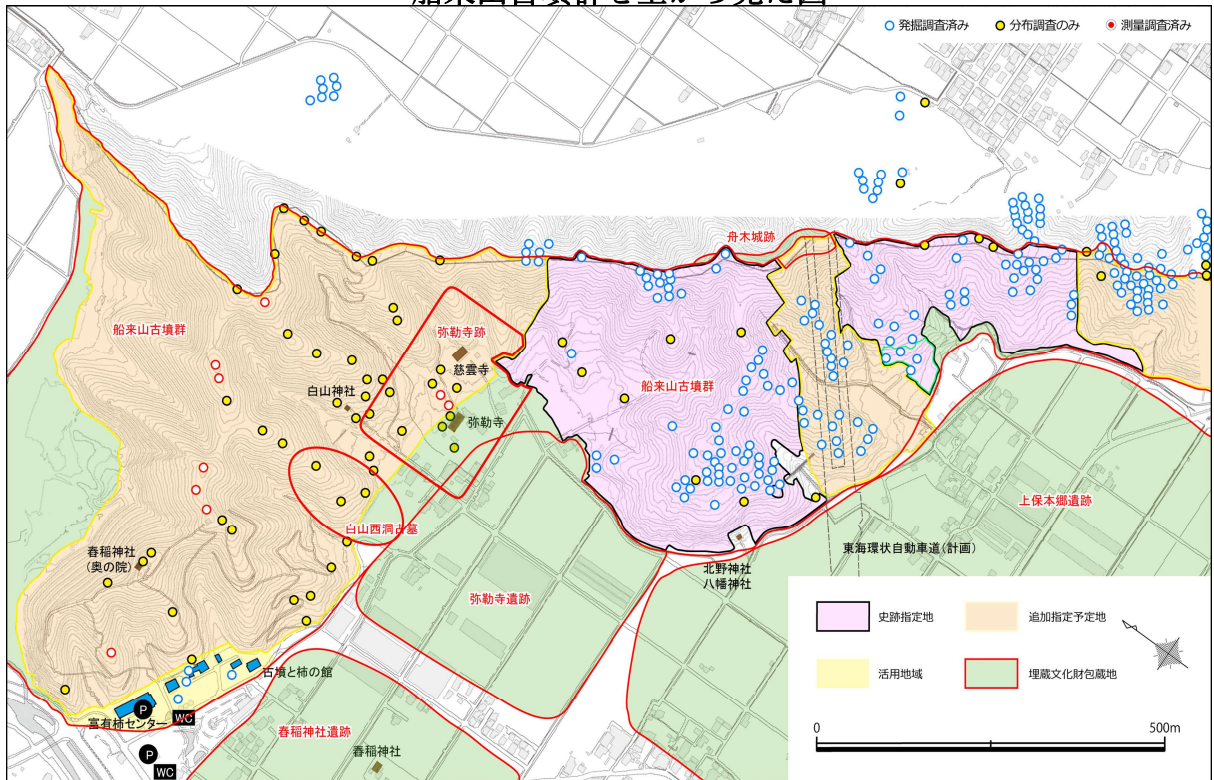


史跡船来山古墳群保存活用計画 概要版

～史跡船来山古墳群を守り活かすためのルールブック 保存・活用と整備の方針～



船来山古墳群を空から見た図



船来山古墳群の保存管理地区区分図

現状変更等許可の条件

- ・ 史跡指定地内で行う必然性があること
- ・ 史跡の価値に影響を及ぼさないこと
- ・ 史跡景観の保全に配慮されていること
- ・ 地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること
- ・ 当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるもの

船来山古墳群の守るべき要素

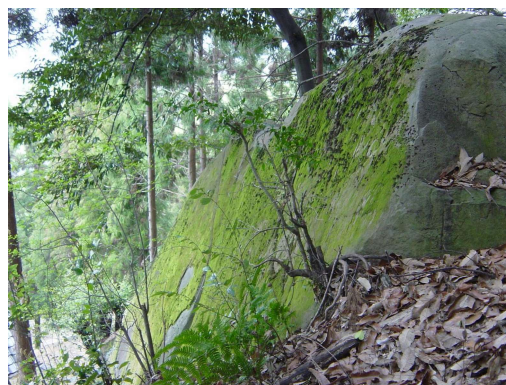
(1) 本質的価値を構成する諸要素

- ① 墳丘・埋葬施設・周溝といった古墳を構成する要素
- ② 出土及び埋蔵される遺物
- ③ 古墳が立地する地形



(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

- ① 構成主要素ではないが史跡への理解を深めるための要素（石切丁場跡・中世山城跡・神社・柿畑跡・石造物など）





- ② 史跡の保護・利用（活用）に有効な要素（案内板・解説板・遺構表示・園路など）
- ③ 史跡の保護と調整が必要な要素（高圧線鉄塔・竹林・笹など）

(3) 指定地の周辺環境を構成する要素

- ① 未指定地の古墳群（追加指定予定地野古墳群、124基以上）
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地（旧石器・縄文遺物散布地・古代寺院跡である弥勒寺遺跡等）
- ③ 歴史遺産（弥勒寺、白山神社、慈雲寺等の寺社仏閣、席田用水など）
- ④ 船来山からの眺望や船来山を望む眺望、船来山の自然環境など

現状変更等の許可申請の範囲

<p>ア. 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為</p>
<p>整備や学術調査のための発掘調査。遺構の保存を前提として必要箇所に留める。</p>
<p>イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為</p>
<p>a 史跡を構成する主たる要素の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘や埋葬施設、遺構と一体となった土地の毀損、衰亡箇所の復旧 ・ 石室等の風化進行の軽減のための石材強化処理 ・ 埋葬施設等埋没遺構上の堆積土砂の除去
<p>b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵、史跡標柱、境界標柱、説明板等保存施設の設置 ・ 歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽 ・ その他必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却 ・ 既存の施設、ガイダンス施設の新築（設置）・増築・改築・改修・除却等 ・ これらに伴う土地の形質の変更
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="244 987 837 1429">  </div> <div data-bbox="874 987 1394 1429">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p data-bbox="352 1429 635 1458">石川県能美古墳群の例</p> <p data-bbox="916 1429 1369 1458">船来山古墳群ガイダンス施設の改修</p> </div>
<p>c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去</p>
<p>ウ. 公益上必要な行為「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備 ・ 水道管等の地下埋設管類の改修、整備 ・ 斜面崩落防止等防災関連施設の整備
<p>エ. 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備 ・ 木竹の伐採、植栽、移植
<p>オ. 保存に影響を及ぼす行為</p> <p>事前に本巣市教育委員会と内容について協議した上で、許可対象物件か否かを判断する。</p>

船来山古墳群整備の方向性 「本巢市でしか出来ない体験・発見・驚き・喜び」を！！

【方向性】

- ・ 古墳や植生の状態を把握したうえで、保存のための適切な整備方法を検討する。
- ・ 周辺地域の安全確保を踏まえた古墳への土砂災害等の対策を検討する。
- ・ 活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討する。

<古墳の整備方法>

- (1) 墳丘や石室を復元し展示する。
- (2) 石室の石材を保存処置のうえ現状を公開展示する。
- (3) 公開展示に耐えられないと判断される遺構については、埋め戻して保存する。



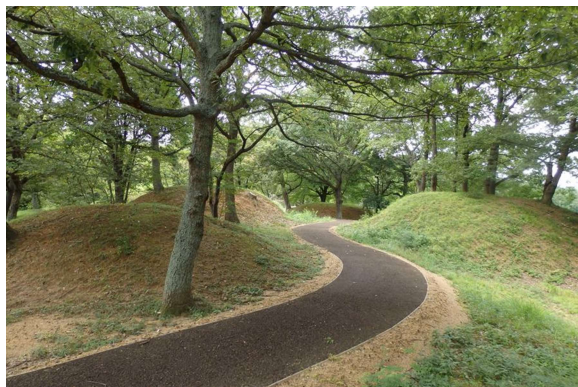
長野県大室古墳群の例



大阪府河南町・太子町一須賀古墳群の例

<遊歩道の整備>

- (1) 各古墳相互の見学ルート整備（ウッドチップの遊歩道や階段の手すり等検討）
- (2) 四阿、ベンチ、遊歩道の設置（眺望ポイントに設置）
- (3) ガイダンス的な説明板を要所に設置（公開する古墳の表示板や説明板）
- (4) 公開古墳の維持管理用道路の確保等
- (5) 災害時の誘導サインや安全管理設備の設置
- (6) 学校教育等の団体利用ができるような広場や駐車場、トイレの確保



奈良県新沢千塚古墳群の例



名古屋市しだみ古墳群の例